

外国法事務弁護士制度に係る検討会取りまとめ骨子（案）

第1 はじめに

1 検討会の経緯

外国法事務弁護士制度については、これまでも、国内外の要望等を踏まえつつ、その制度の在り方について議論されてきたところであるが、本検討会は、「規制改革実施計画（H26. 6. 24 閣議決定）において、「増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会を設置する。」とされたことを受け、法務省及び日本弁護士連合会が設置したものである。

また、本検討会では、国家戦略特別区域諮問会議の決定「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（H26. 10. 10）における外国法事務弁護士制度に関する指摘についても、検討対象とした。

2 検討会の概要

本検討会は職務経験要件とB法人制度（注1）の創設について検討を行った。

本取りまとめは、本検討会での議論の結果を明らかにするとともに、今後の外国法事務弁護士制度の在り方につき、その方向性を示すものである。

（注1）弁護士及び外国法事務弁護士が協働して法人組織により法律事務を提供することができるようにする制度

第2 職務経験要件

1 前提

職務経験要件は、外国法事務弁護士の能力・資質・倫理の水準を制度的に担保することにより、外国法事務弁護士の資格の信頼性を判断する知識や経験に乏しい依頼者を保護するとともに、ひいては我が国の法秩序を維持することを目的として設けられたものである。外国法事務弁護士の職務が外国法に関する法律事務に限られているとはいえ、法律事務であることに照らせば、外国法事務弁護士の能力等の水準が確保されなければ、不可逆的な損失を依頼者に与え、ひいては我が国の法秩序を乱すことにもなりかねない。また、弁護士の資格取得課程が各国で区々となっている状況下において、外国法事務弁護士の能力等の水準を確保するためには、普遍性のある一律の基準を設定する必要があることや、実際に諸外国でも職務経験要件が採用されている実情もある。

このような考え方にに基づき、職務経験要件は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）制定当時から維持されてきた。

2 本検討会における議論の概要

以上のような現行法の考え方を前提としつつ、本検討会では、職務経験要件について、①外国法事務弁護士有能力・資質・倫理の担保の在り方、②①の手段として、職務経験要件を課す制度に合理性が認められるか、また、③職務経験要件の内容として現行の職務経験要件は合理的か、といった各点についてそれぞれ検討を行った。

前記①及び②について、一部の委員からは、資格取得直後の外国弁護士が、原資格国ではプロフェッションとして原資格国法に関する法律事務を取り扱うことができるにもかかわらず、同じ原資格国法に関する法律事務を我が国では提供できないのは不合理であり、日本が社会経済の複雑多様化や国際化に適切に対応するためにも、職務経験要件は直ちに撤廃すべきであるとの意見が出された。

しかし、外国法事務弁護士になろうとする者の原資格国の司法制度や法曹養成制度の在り方は様々であり、前記1記載の理由に照らせば、依頼者保護のためには、何らかの制度的担保があることが望ましく、また、現時点で制度的担保を直ちに不要とするだけの立法事実の積み重ねがあるとまではいえないことから、本検討会としては、外国法事務弁護士としての能力・資質・倫理を担保する措置を維持するのが相当であるとの結論に至った。

そして、能力・資質・倫理を担保する手段としては、原資格国で懲戒処分等を受けずに一定期間法曹資格に基づく業務を行っていたという事実は、少なくともその間は能力・資質のみならず倫理的にも弁護士として欠けるところがなかったことを示すものとして意味があることや、諸外国でも同様の制度を採用国が多いこと、他に適切な代替措置が見当たらないなどの理由から、職務経験要件を課すことには一応の合理性が認められるとの結論に至った。

3 職務経験要件の具体的内容

当検討会では、職務経験要件の具体的内容（前記③）について、一部の委員からは、外国法事務弁護士になろうとする者に対して3年の職務経験要件を課している現行法は、3年という期間が諸外国の例に照らして短い方であり、かつ、日本における労務提供のうち1年間を職務経験期間に算入できることからすれば、これを維持することに合理性があるとの意見が出された。

その一方で、日本が社会経済の複雑多様化・国際化に適切に対応し、アジアのビジネスセンターとなるためにも、日本での活動を希望する有能な外国弁護士を積極的に日本に受け入れて健全な競争市場の構築を目指すべきとの意見も出された。

これらの意見を踏まえ、当検討会では議論を重ね、現行の職務経験要件を何らかの形で緩和する可能性について検討が進められた。また、職務経験要件を

具体的にどのように緩和するかについても議論を重ねたが、その際には、職務経験期間と日本における労務提供期間をどのように考えるかについて様々な意見が出された。

一部の委員からは、

- 現行法の下では、日本以外の国で2年の職務経験を積むことが必要であり、日本で労務提供をした後に一時帰国しなければならないことから、意欲に富んだ若い外国弁護士が早くから日本でキャリアを積むことができなくなるばかりか、事務所の側にとっても負担が大きい。そこで、かような外国弁護士が日本を離れなくても済むようにするか、日本を離れなければならないとしてもその期間は最長でも1年にとどめるべきである
- 外国法事務弁護士としての資格を取得した後、日本で法律事務に従事するのであるから、日本で経験を積むことが当該外国法事務弁護士の提供する法律サービスの向上という点では望ましい面もあり、現行法よりも日本における労務提供期間を職務経験期間に算入し得るようにすべきであるといった意見が出された。

その一方で、

- そもそも、原資格国における職務経験と日本における労務提供は、内容としても違いがあるうえに、職務経験要件は、原資格国で懲戒処分等を受けずに一定期間法曹資格に基づき業務を行っていたという事実をもってその間は能力・資質のみならず倫理的にも弁護士として欠けるところがなかったことを示すものとされていることからすれば、原資格国における法曹資格に基づく職務と日本における資格に基づかない労務提供の違いは本質的なものである
- 職務経験要件の枠組みの中で、例外的に労務提供の算入を認めている制度趣旨に照らせば、職務経験期間の過半を超えて労務提供期間の算入を認めるべきではない

との意見も出された。

以上のような議論を踏まえ、本検討会としては、職務経験要件の具体的な緩和策として、おおむね

- 職務経験期間については現行の3年を維持し、労務提供期間を2年まで算入し得ることとする
 - 職務経験期間を2年とし、労務提供期間を1年まで算入し得ることとする
- といった二つの緩和策が考えられるとの結論に至った。

4 小括

前記記載の議論を踏まえ、関係機関に対しては、諸外国の制度の状況を勘案しつつ職務経験要件の緩和に向けた前向きな検討を進めるよう要望する。

第3 B法人制度について

1 B法人制度導入の必要性について

B法人制度については、平成21年に取りまとめられた外国弁護士制度研究会の最終報告において提言された同制度創設の必要性が今日でもなお通用することに加えて、B法人が従たる事務所を設置し、日本全国で日本法及び外国法に関するワンストップ法律サービスを提供することにより、ユーザーの利便性が高まるだけでなく、中小企業の海外進出といった潜在的な需要の掘り起こしにもつながるとの指摘が本検討会においてなされた。

2 B法人制度に対する懸念について

B法人制度については、平成21年、外国弁護士制度研究会において、A法人（注2）と併せて創設すべきであると提言されたが、その導入については、同研究会の最終報告の前後を通じて

- B法人の設立を認めると、外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがある
 - 外国法共同事業と比較して個々の法律事務の処理に関する意思決定を誰が行っているかが外部から見えにくいため、外国法事務弁護士による権限外の法律事務の取扱いを外部から確認することがより困難となる
- といった懸念が示されていた。

本検討会は、B法人に関するこれらの懸念などに関し、各関係団体からヒアリング等を行って意見を求めたところ、日本弁理士会から

- B法人内部の意思決定や行為を外部から監視することは困難であり、B法人の設立を認めることにより、外国法事務弁護士が法人制度を利用して権限外の業務に不当に関与する懸念は依然として払拭されていない
 - 意図せぬ技術情報流出が起り得る
 - B法人制度が導入されると、外国法共同事業の場合と比べてより外部から見え難くなり、また、B法人の導入と職務経験要件の緩和によって、海外の大手法律事務所による職務経験の浅い外国法事務弁護士の日本への大量参入が容易になるため、不当関与や意図せぬ技術情報流出の懸念が、外国法共同事業の場合と比べて桁違いに増加することが予想される
- といった懸念が示された。

（注2）外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人

3 懸念に対する議論

本検討会は、先述した懸念について議論したが、従来から示されていた二つの懸念については、外国法共同事業、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用、A法人といった他の業態と比較して、B法人という業態を取ることでその

危険性が高まるとは考えられないことから、不当関与のおそれや意思決定の見えにくさといった懸念は、現行のA法人制度あるいは外国法共同事業に課せられている規制（懲戒や刑罰）と同様の規制を設けることで、十分抑止することができるとの意見が大勢を占めた。

また、日本弁理士会の懸念については、①外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士であった者（以下「外国法事務弁護士等」という。）には守秘義務が課せられており、B法人においても、外国法事務弁護士等が技術情報を漏洩し、それが守秘義務違反であると認められた場合には刑事罰が科される、②B法人においても、外国法事務弁護士等が日本国特許庁への出願代理等の弁理士業務を業として行った場合には弁理士法上の刑事罰が科される、③B法人においても、外国法事務弁護士等が不正な利益を得るなどの目的で、クライアント等から知り得た営業秘密を開示し、それが不正競争防止法の営業秘密侵害罪に当たると認められた場合には刑事罰が科されるなど、現行法の下でも外国法事務弁護士による技術情報漏洩を抑止するための措置が現状でも一定程度講じられている、との意見が出されるなど、本検討会において共感を得るには至らなかった。

さらに、B法人導入に際しては、特許業務法人や大手特許事務所（個人事務所）に対して現在特許庁が実施している担当弁理士を明確にする運用についてB法人が特許出願代理を行う際にも適用することなどにより、外部からも当該特許出願代理に係るB法人内の担当弁護士を確認できるようにすることが考えられるほか、日本弁護士連合会及び弁護士会がB法人に所属する外国法事務弁護士が技術情報流出などの法令に違反する行為等に及んだ場合には適切に懲戒処分等を行うことで当該懸念への対応が可能であり、また、A法人及びB法人に対する指導・監督の実効性を確保するため、必要に応じた措置を講じていくこと等も考えられる。

4 その他

現在運営されている外国法共同事業からB法人への移行をスムーズにするための方策や、既存の弁護士法人やA法人との組織変更・合併といった組織再編の在り方等、その制度設計に当たって更なる課題も示された。これらの課題については、A法人や外国法共同事業の運用状況や実態を踏まえつつ検討すべきである。

5 小括

以上を踏まえ、本検討会としては、B法人制度を創設すべきことを前提とし、関係機関に対しては、B法人制度に対して示された懸念の解消にも配慮しながら、スムーズな組織変更を可能にするなどの残された課題について十分な検討を進めることを要望する。